砒素及びその化合物	規格K〇一〇二―三の二十・三又は二十・四に定める方法
総水銀	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「環境基準告示」という。）付表二に掲げる方法
（略）	（略）
シマジン及びチオベンカルブ	環境基準告示付表六に掲げる方法
（削除）	（削除）
（略）	（略）
セレン及びその化合物	規格K〇一〇二―三の二十六・二又は二十六・三に定める方法

〇環境省告示第九十一号

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）第二十六条第二項の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第二十六条第二項の環境大臣が定める測定方法（平成九年十月環境庁告示第六十一号）の一部を次のように改正し、令和七年十二月二十二日から適用する。

令和七年十二月十六日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第二十六条第二項の環境大臣が定める測定方法は、別表の上欄の項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする	南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第二十六条第二項の環境大臣が定める測定方法は、別表の上欄の項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする

別表

項目	測定方法
水素イオン濃度	日本産業規格（以下「規格」という。）K〇一〇二の十二・一に定める方法
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	規格K〇一〇二―一の二十二・三又は二十二・四に定める方法
フェノール類含有量	規格K〇一〇二―四の五・二に定める方法
銅含有量	規格K〇一〇二―三の十一・三、十一・四、十一・五又は十一・六に定める方法
亜鉛含有量	規格K〇一〇二―三の十二に定める方法
溶解性鉄含有量	規格K〇一〇二―三の十六・三、十六・四若しくは十六・五に定める方法又は昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法）付表二に定める方法
溶解性マンガン含有量	規格K〇一〇二―三の十五・二、十五・三、十五・四又は十五・五に定める方法
クロム含有量	規格K〇一〇二―三の二十四・二に定める方法
弗素含有量	規格K〇一〇二―二の五に定める方法

項目	測定方法
水素イオン濃度	日本産業規格（以下「規格」という。）K〇一〇二の十二・一に定める方法
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法）付表四に掲げる方法
フェノール類含有量	規格K〇一〇二の二十八・一に定める方法
銅含有量	規格K〇一〇二の五十二・二、五十二・三、五十二・四又は五十二・五に定める方法
亜鉛含有量	規格K〇一〇二の五十三に定める方法
溶解性鉄含有量	規格K〇一〇二の五十七・二、五十七・三又は五十七・四に定める方法
溶解性マンガン含有量	規格K〇一〇二の五十六・二、五十六・三、五十六・四又は五十六・五に定める方法
クロム含有量	規格K〇一〇二の六十五・一に定める方法
弗素含有量	規格K〇一〇二の三十四に定める方法

砒素及びその化合物	規格K〇一〇二の六十一・二又は六十一・三に定める方法
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「環境基準告示」という。）付表二に掲げる方法
（略）	（略）
シマジン	環境基準告示付表六の第一又は第二に掲げる方法
チオベンカルブ	環境基準告示付表六の第一又は第二に掲げる方法
（略）	（略）
セレン及びその化合物	規格K〇一〇二の六十七・二又は六十七・三に定める方法